

## 提出書類

### ① 申請

- 助成金交付申請書（区様式第1号）
- 工事契約書の写し
- 固定資産税・事業税等の納税証明書の写し
- 千代田区建築物環境計画書一式の写し  
⇒建築物環境計画書の表紙に事前協議書、環境評価書を添付すること。
- 環境マネジメントシステムに取り組んでいることが確認できる書類  
⇒千代田エコシステム（CES）※又はISO14001シリーズ（国際標準化機構）又は  
エコアクション21（環境省）等に取り組んでいること。  
※一般社団千代田区エコシステム協議会が運営する千代田区独自の環境マネジメントシステム

### ② 工事完了報告

- 工事完了報告書（区様式第6号）
  - 千代田区建築物環境計画書（完了時）一式の写し
  - 建築確認の完了検査済証
  - 二酸化炭素削減量算出表（区様式第7号）
  - B E L S 評価書の写し及び申請書類一式の写し
  - 設置した機器等の仕様及び型番等がわかるパンフレット  
⇒必要な機器等は下記のとおり
    - ①窓…主要な窓材（1種類）
    - ②断熱材…壁、屋根部において主要な断熱材（それぞれ1種類）
    - ③空調機…全ての室外機及び主要な室内機（3種類程度）
    - ④換気設備…BELS評価時の計算に含まれている、主要な換気設備（3種類程度）
    - ⑤照明…BELS評価時の計算に含まれている、主要な照明設備（3種類程度）
    - ⑥給湯器…主要な給湯器（1種類）
  - BELS評価交付時の図面どおりに完了しているか確認できる写真及び納品書等の写し  
⇒○パンフレット等を提出した機器等の設置状況が確認できる写真
    - ①窓…代表的な箇所の設置状況がわかるもの（3箇所程度）
    - ②断熱材…設置状況がわかるもの（壁、屋根それぞれ1箇所）
    - ③空調機…全ての室外機の設置状況及び銘板がわかるもの  
また主要な室内機の設置状況がわかるもの（3箇所程度）
    - ④換気設備…主要な換気設備の設置状況及び銘板がわかるもの（3箇所程度）
    - ⑤照明…主要な照明設備の設置状況がわかるもの（3種類程度）
    - ⑥給湯器…全ての給湯器の設置状況及び銘板がわかるもの
- 上記項目にてパンフレット等を提出した機器等の納品書等の写し  
・パンフレットを提出した機器等の型番・数量が確認できる資料  
(例) 納品書、保証書、出荷証明書、製品名が記載された請求書等の写し

### ③ 請求

- 助成金交付請求書（区様式第9号）

### ④ 実績報告

- 実績報告書（区様式第10号）
- CO2削減量実績集計表（Excel）  
⇒建物全体の使用開始日が属する月の翌月から1年間のエネルギー使用量
- エネルギー使用量が分かる資料  
⇒電力・ガス使用量請求書等

## 令和5年度

# 千代田区低炭素建築物助成制度のご案内

千代田区では、300㎡以上の新築等を計画する場合、千代田区建築物環境計画書制度の事前協議により、低炭素型社会の形成を推進しています。

千代田区建築物環境計画書及びBELS評価書に基づき算出した年間のCO2排出削減率が、一定以上削減されている計画の建築主に対し、CO2削減量に応じて助成金を交付します。

## 助成額について

**CO2削減量 1 t あたり25万円（上限額 1,000万円）**

※1,000円未満は切り捨て

## 助成対象要件

助成対象者は、下記の要件を満たした方になります



- 1 区内の新築又は増・改築計画であること。
- 2 工事着手前の申請であること。
- 3 延床面積300㎡以上5,000㎡以下の建築計画であること。
- 4 建築物竣工図面に基づき、**建築物全体のBELS評価書**の交付を受けていること。
- 5 千代田区建築物環境計画書及びBELS評価書に基づき算出した年間のCO2排出削減率が、**非住宅：35%以上、住宅：20%以上**削減されている計画であること。
- 6 事業税や固定資産税等を滞納していないこと。
- 7 環境マネジメントシステム※に取り組んでいること。  
※千代田エコシステム（CES）、ISO14001シリーズ、エコアクション21等
- 8 テナント工事を行う場合は、**テナント工事全体が完了した内容に基づき、建築物全体のBELS評価書の交付を受けていること。**なお、テナント工事は建築基準法に基づく完了検査日から**1年以内に完了**すること。

## CO2削減量算出方法

建築物省エネ法に基づき計算された一次エネルギー消費量を用いて、CO2削減量を算出します。

### ● CO2削減量 算出式

**(設計一次エネルギー消費量 - 基準一次エネルギー消費量) × CO2換算係数※**

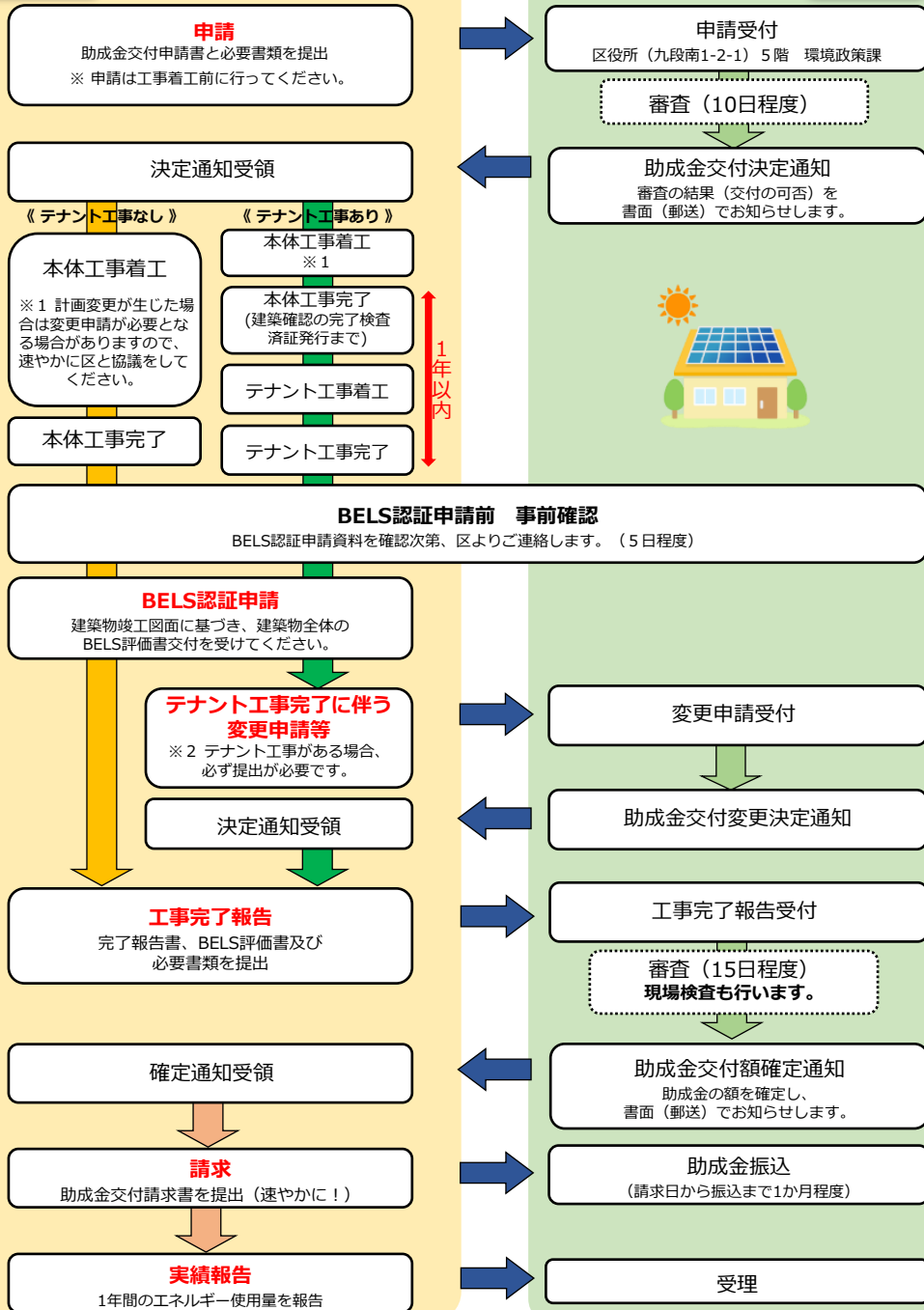
※CO2換算係数は、区で定めた数値で計算します。

## お問い合わせ先

千代田区 環境まちづくり部 環境政策課エネルギー対策係  
〒102-8688 千代田区九段南1-2-1 千代田区役所 5階  
☎ 03-5211-4256 ✉ [kankyouseisaku@city.chiyoda.lg.jp](mailto:kankyouseisaku@city.chiyoda.lg.jp)

## 申請者

## 区



## 重要事項

### ○数値の根拠

**申請時：環境計画書**  
(計算範囲：建物本体のみ)

本体工事に係る変更があり、千代田区建築物環境計画書の変更が必要になる場合は、当制度の計画変更届の提出が必要です。

**テナント工事完了に伴う変更申請時：BELS評価書**  
(計算範囲：建物全体)

テナント部分の運用に必要な、空調・照明・給湯器等の設備を含めた建物全体の数値を再計算し、助成金額を再度算出します。

**工事完了報告時：BELS評価書**  
(計算範囲：建物全体)

現地と計算書の設備仕様や数量が整合するか確認します。現場検査の結果不整合の場合、再度計算のうえBELS認証再申請をしていただく場合があります。

### ○テナント工事がある場合

- ・建築基準法に基づく検査済証の発行日から**1年以内**にテナント工事を完了することが要件です。
- ・**スケルトン施工部分が残る場合は助成対象外**です。建築物基準法上における室用途で実際に運用する際に必要となる、空調や換気設備等 (建築物省エネ法のエネルギー使用量に影響するもの) が設置されていることが助成金交付の条件となります。

### ○BELS認証について

- ・BELS認証申請の前に、区の事前確認が必要です。テナント工事完了に伴う変更内容を確認します。
- ・住宅においては**外皮基準の適合がBELS認証の条件の一つ**となりますのでご注意ください。

### ○現場検査について

- ・工事完了時の現場検査はテナント部分を含めた建築物全体の確認を行います。**BELS認証時の図面と現地が一致していることが助成金交付の条件**です。区が把握していない工事が行われていた場合は助成対象外となります。

### ○計算プログラムにおける室用途の条件

- ・標準入力法のプログラムを使用してCO2削減量を算出する場合 (住宅・非住宅共) は、プログラム内で入力する室使用条件が国立研究開発法人建築研究所が公表しているエネルギー消費性能の算定方法における、『標準室使用条件』に基づき、適切な室用途が選択されているかどうか確認を行います。選択されている室用途が適切でないとき区が判断した場合は、助成金交付の対象外となります。

### ○その他

- ・計画が助成対象か事前にご相談ください。
- ・提出する書類には全て同じ印を使用し、消せるボールペンを使用しないでください。
- ・千代田区暴力団排除条例に基づき、暴力団や暴力団員等は助成金交付の対象外となります。
- ・年度単位で予算を確保しているため、予算の執行状況によって助成金のお支払い時期が遅くなる場合がありますのでご了承ください。



お気軽にお問い合わせください。

